

平成26年度以前に登録販売者試験合格した方へ

～令和3年8月1日に経過措置が終了します～

登録販売者試験については、平成27年4月1日から受験資格が不要となりました。一方で、管理者・管理代行者となるには、原則、直近の過去5年のうち2年の従事経験が必要となりました。

平成26年度以前の試験に合格した登録販売者については、令和3年8月1日までは、管理者要件を満たす登録販売者とみなされています。

つまり・・・

原則、直近の過去5年間に通算して2年の従事経験がない方は、令和3年8月2日から、管理者・管理代行者になれません！

【直近の過去5年間の従事経験を確認しましょう】

通算して2年の従事経験がない場合、「研修中」の登録販売者となり、薬剤師又は管理者・管理代行者要件を満たした登録販売者の管理及び指導の下で業務する場合があります。

例：令和3年8月2日に管理者・管理代行者となる場合

- 直近の過去5年（平成28年8月2日から令和3年8月1日）に、月80時間以上従事した月が24カ月分あるか、又は、月単位で従事した期間が2年以上あり、かつ合計1,920時間以上従事したか確認する。

カウント方法については、下記、講習会資料を参考にしてください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34722/00000000/H30text.pdf>

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令」（令和2年厚生労働省令第47号）により、経過措置が延長しました。